

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 17 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 荻 野 和 泉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 13 日から 令和 8 年 1 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 27 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 17 日 午後 1 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 30 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 1 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7,990,000 6,392,000	一括	1,598,000	72,420	0
1	5,750,000				
2	2,240,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 前橋市西片貝町二丁目 |
| | 地 番 | 4 4 6 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 6 . 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 前橋市西片貝町二丁目 4 4 6 番地 |
| | 家屋 番号 | 4 4 6 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 4 . 3 4 平方メートル
2 階 6 6 . 2 4 平方メートル |



物件明細書

令和 7年10月27日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 萩 野 和 泉

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



・ 味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 前橋市西片貝町二丁目
地 番 4 4 6 番
地 目 宅地
地 積 3 2 6 . 1 1 平方メートル

所有者 A

2 所 在 前橋市西片貝町二丁目 4 4 6 番地
家屋 番号 4 4 6 番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 0 4 . 3 4 平方メートル
2 階 6 6 . 2 4 平方メートル

所有者 B



令和 7 年(ケ)第 42 号
令和 7 年 6 月 11 日受理
令和 7 年 7 月 29 日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所

執行官 黒 澤 美 和 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 前橋市西片貝町二丁目
地 番 446番
地 目 宅地
地 積 326.11平方メートル

所有者 A

2 所 在 前橋市西片貝町二丁目 446番地
家屋 番号 446番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 104.34平方メートル
2階 66.24平方メートル

所有者 B

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県前橋市西片貝町二丁目446番地（住居表示未実施）		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が居宅（空き家）として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)			
占有範囲	■全部 ☐		
占有者	☐ 債務者 ■B		
占有状況	■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐		
■関係人(■A (所有者)) の陳述／■提示文書(Bからの回答書) の要旨			
占有権原	☐ 賃借権 ■使用借権 ☐		
占有開始時期	平成8年12月11日 (登記記録上)		
最初の契約日	平成 年 月 日		
契約等期間	平成 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
契約等貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()		
当事者借主	■占有者 ☐ その他の者 ()		
賃料・支払時期等	毎 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)		
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐		
その他			
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 (空き家) ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A (所有者))の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		平成17年頃	
最初の	契約日	平成 年 月 日	
契約等	期間	平成 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件 1 所有者)	(令和 7 年 7 月 1 日に電話で聴取した。) 1 物件 2 には私と妻が住んでいましたが、1 年位前から誰も住んでいません。 2 物件 2 は私の息子 B の所有ですが、20 年くらい前に物件 2 から出て行き、その後は音信不通です。 3 物件 2 の賃料を B に払ったことはありません。 4 私は現在介護施設におり、7 月 15 日午前 10 時の調査には立ち会えませんので、解錠技術者に解錠させて物件 2 に立ち入ってもらってもかまいません。
■ B (物件 2 所有者)	(令和 7 年 7 月 18 日受付回答書要旨) 1 物件 2 は A 所有の物件 1 上に建てられていますが、無償で借りています。 2 7 月 15 日午前 10 時の調査には立ち会いません。 3 物件 2 は私の所有物となっていますが、実際は A の持ち物という認識です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

執行官の意見

- 1 物件1上に物件2以外に登録された建物は存在しない。
- 2 7月15日午前10時の調査期日にはA、Bとも不在で施錠されていたため、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入ったが、同日午前10時10分頃、Aが介護施設の職員が運転する自動車に乗って現場に臨場した。
- 3 物件1上に売却対象外動産である犬舎（約3平方メートル）が存在する。前記犬舎は、土地に定着しておらず、容易に搬出できるので動産と認定した。
- 4 物件1の東側隣接土地（地番444番）の庭木の枝葉が物件1に越境している模様である（但し、枝葉や雑草によって境界付近の状態を精査することはできなかった）。なお、物件1内においても多くの庭木が管理の劣る状態で繁茂しており、その枝葉が物件1の南側隣接土地（地番445番）に越境している。

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年6月17日 (火) 14:35-14:45	■前橋地方法務局	■登記事項要約書交付申請
令和7年6月18日 (水) 8:50-9:00	■物件所在地	■基礎調査
令和7年6月20日 (金) 14:30-14:40	■前橋市役所	■間取図交付申請
令和7年6月27日 (金) 10:50-11:05	■物件所在地	■不在
令和7年6月27日 (金)	■当庁	■A、B宛占有に関する照会書発送 (令和7年7月18日Bの回答書到着)
令和7年7月1日 (火) 16:40-16:45	■当庁	■Aから電話で事情聴取
令和7年7月15日 (火) 9:55-10:30	■物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和7年7月15日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和7年6月27日及び同年7月15日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7枚目)

330-2

座標値補正：図上測定

-65861.737



-65986.737

(座標値補正：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
西片貝町2丁目

A3をA4に縮小コピー

請 求 部 分	所 在 前橋市西片貝町二丁目					地 番 446番				
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 又 記 号 IX	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月22日

前橋地方務局

地図整理番号：M33402

登記官

(8枚目)

(1/1)

登記年月日：平成8年12月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月22日 前橋地方法務局

登記官

(9 枚目)

A3をA4に縮小コピー

地図整理番号：M33403

建物図面図

各階平面図

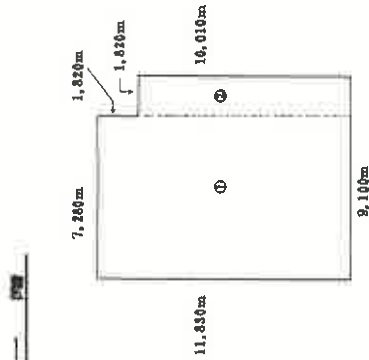
446番

家屋番号

前橋市西片貝町二丁目44番地

建物の所在

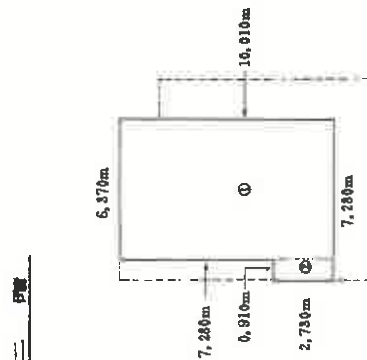
2201255



【1階床面積表】

①	7.280 × 11.830 = 86.12240
②	1.820 × 10.010 = 18.21820
+	104.34060

床面積 104.34 平方メートル



【2階床面積表】

①	6.370 × 10.010 = 63.76370
②	0.910 × 2.730 = 2.49430
+	66.25800

床面積 66.24 平方メートル

作製者

作製日

平成 8 年 12 月 9 日

縮尺 1/250

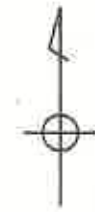
申請人

縮尺 1/500

(群馬土地家屋調査士会)

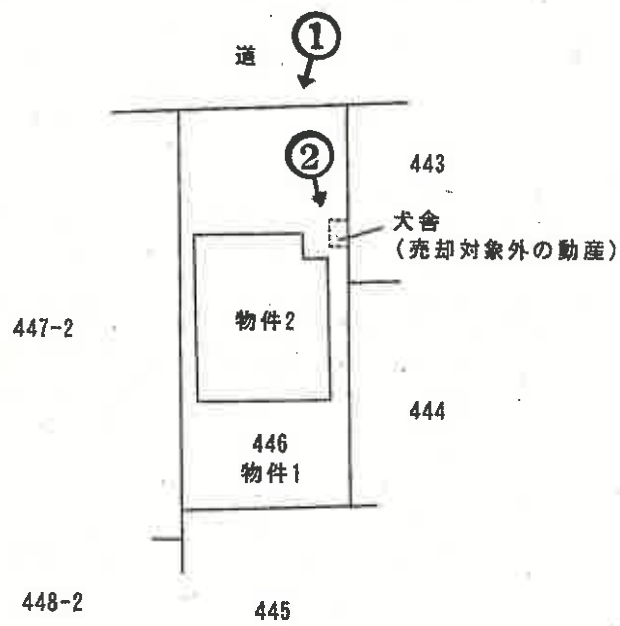
平成 8 年 12 月 9 日

建物配置図



←○写真撮影位置・方向

s = 1/500

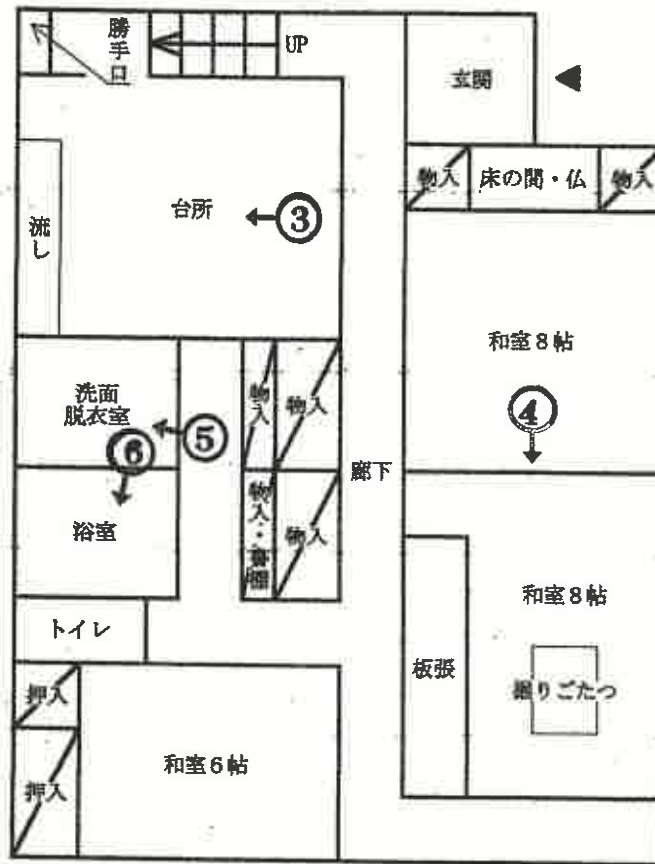


間取図

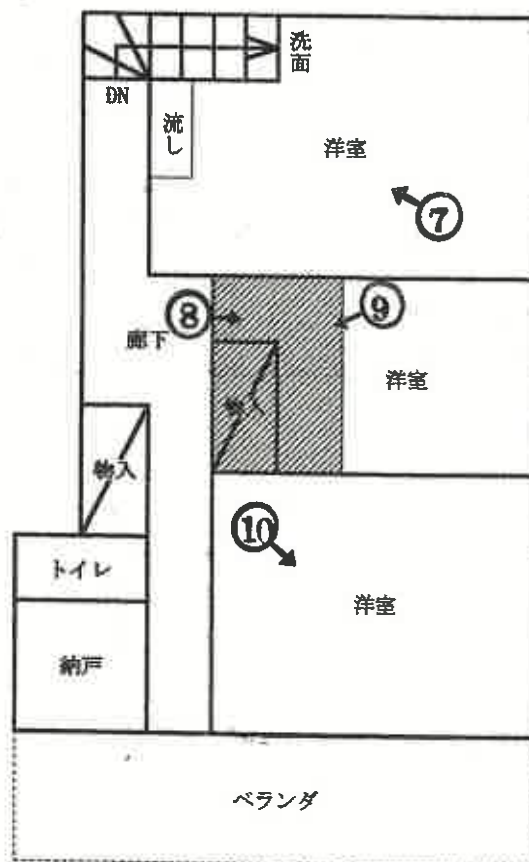
物件 2



←○写真撮影位置・方向



1階



上部ロフト

2階

(11枚目)





3



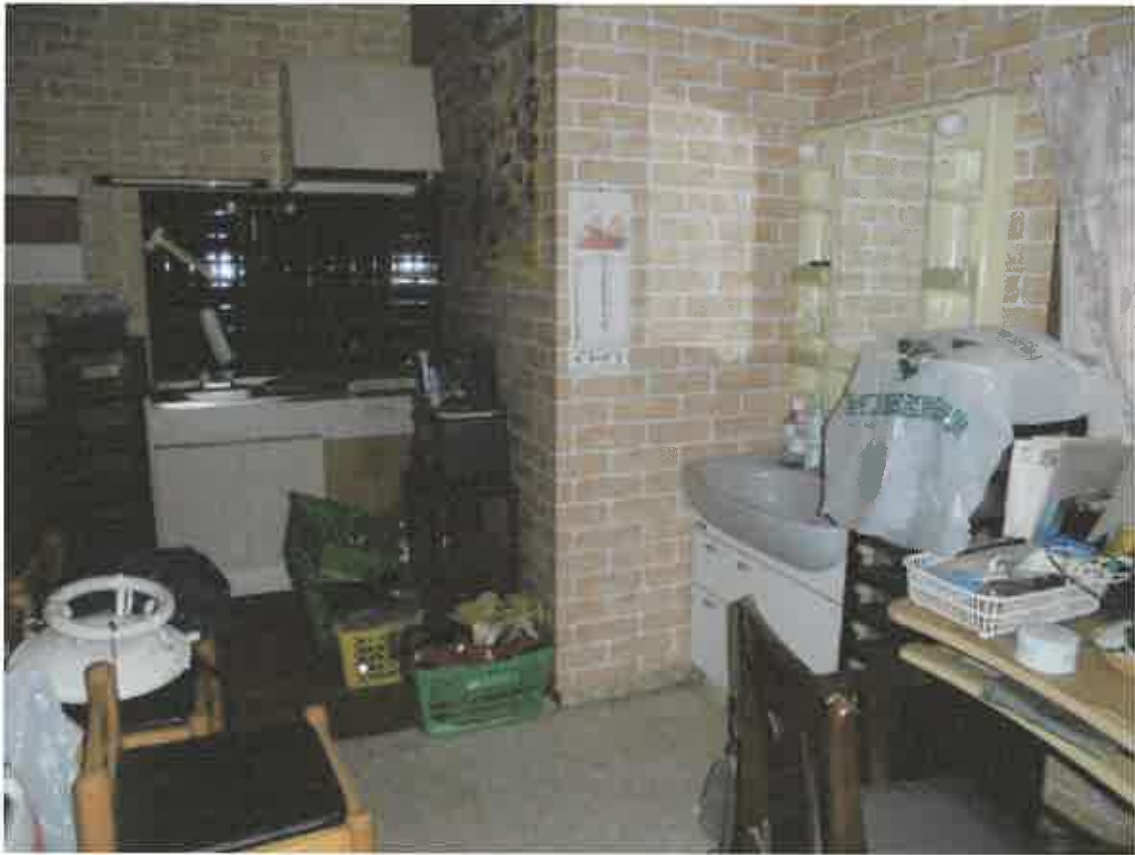
4



5



6



7



8



9



10

武鑑評 第 0997 号
令和7年（ケ）第42号
令和7年7月15日外 現地調査
令和7年7月31日 評 価

前橋地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
武 井 清 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,990,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 5,750,000円
物件2（建物）	金 2,240,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目積	前橋市西片貝町二丁目 446番 宅地 326.11平方メートル	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	前橋市西片貝町二丁目 446番地 446番 居宅 木造瓦葺2階建 1階 104.34平方メートル 2階 66.24平方メートル	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	上毛電鉄線「片貝駅」の南東方道路距離約400m	
付 近 の 状 況	前橋市街地の東方外周部に位置する市街化調整区域内の混在地域であり、住宅、共同住宅、コンビニエンスストア等の店舗等が建ち並んでいる地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の 個 別 的 な 規 制 を 考 慮 し な い 一 般 的 な 規 制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域（特記事項※1参照） 無指定 70% 200% － 文化財保護法93条等（特記事項※2参照）
画 地 条 件	北側間口約11.8m、奥行約28m、登記地積326.11㎡のほぼ長方形地であり、北側市道に概ね等高にて接面している中間画地で、地勢は概ね平坦である。	
接面道路の状況	北側…幅員約7.5m舗装市道（建築基準法42条1項1号）。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地の用に供されている。物件2建物の本件土地に対する土地利用権原は使用借権である（現況調査報告書参照）。なお建物の配置状態は附属資料建物配置図の通りである。	
供 給 処 理 施 設	水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり（特記事項※3参照） (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	※1 市街化調整区域において建築等を行う場合には原則として開発に係る許可が必要となる。開発等に係る具体的事項については前橋市建築指導課に問い合わせることが必要である。なお本件土地の線引き時（昭和46年3月31日）における登記地目は宅地である（いわゆる線引き前宅地）。	

特 記 事 項
(続 き)

※2 周知の埋蔵文化財包蔵地（前橋市0096遺跡）に該当する。

※3 調査時において浄化槽を利用している模様であるが、詳細は不明である。

- ・ 本件土地上に売却対象外の動産たる犬舎（約3㎡）が存在する（附属資料建物配置図参照）。
- ・ 東側隣接土地（444番）の庭木の枝葉が本件土地に越境している模様である（但し枝葉や雑草によって境界付近の状態を精査することはできなかった）。なお本件土地内においても多くの庭木が管理の劣る状態で繁茂しており、その枝葉が南側隣接土地（445番）に越境している。
- ・ 本件土地の一部が洪水浸水想定区域（0～0.5m未満）に該当する。
- ・ 土壌汚染の可能性について調査した結果、本件土地については土壌汚染対策法に基づく区域指定はなく、また水質汚濁防止法及び下水道法における有害物質使用特定施設の使用履歴はない。土壌汚染の有無について厳密に判定するためには、別途、専門機関による土壌汚染状況調査を実施することが必要である。

2. 建物の概況及び利用状況等 （ 物件2 ）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 : 平成8年12月11日新築（登記記載） 経 過 年 数 : 約 29 年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 : 約 5 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : A L C 板等 内 壁 : ビニールクロス・塗壁等 天 井 : ビニールクロス・敷目板等 床 : フローリング・畳等 設 備 : 電気・給排水等 そ の 他 : ー
床面積（現況）	1階 104.34㎡、2階 66.24㎡、延 170.58㎡ （登記記載にほぼ同じ）
現 況 用 途 等	現況用途: 居宅 間 取 り : （附属資料「間取図」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	所有者以外の者が使用借権に基づいて居宅（空き家）として占有している（現況調査報告書参照）。
特 記 事 項	・ 経年相応の減耗が認められる。 ・ 設備等については動作確認ができないため、その使用可能性については不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	40,300	0.90	326.11	0.90	10,650,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 前橋-33

公示価格等 41,100円/㎡ 時点修正 ×99.9/100 標準化補正 ×100/102.0 地域格差 ×100/100.0 標準画地価格 = 40,300円/㎡

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : +2% (方位)

◇ 地域格差 : ±0% (街路、接近、環境、行政的条件等)

イ 個 別 格 差 : ▲10% (規模、間口奥行関係等)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	170.58	0.087	2,670,000円

ウ 現価率

(物件2 主である建物)

・ 残価率 : 3%

経過年数 : 29年

経済的残存耐用年数 : 5年

観察減価率 : 60%

・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率 =
$$0.03 + (1 - 0.03) \times \frac{5}{34} \times (1 - 0.60) \div 0.087$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	10,650,000	0.10	使用借権	1,070,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等及びその価値割合を上記のとおり査定した。

②内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	10,650,000	-1,070,000	-	1.0	0.6	5,750,000円
2	2,670,000	+1,070,000	-	1.0	0.6	2,240,000円
一括価格 (合計)						7,990,000円

ウ 占有減価修正： 物件2に係る使用借権については買受人に対抗できないため減価不要と判断した。

エ 市場性修正： 特になし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (前橋-33)
所 在 : 前橋市西片貝町3丁目48番3
価 格 : 41,100円/㎡
位 置 : JR両毛線「前橋駅」の北東方道路距離約2.6km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 152㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南西10.5m市道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域・無指定
(指定建ぺい率70%、指定容積率200%)
地 域 の 概 要 : 中小規模住宅のほかに農地等も見られる住宅地域

第7 附属資料

位置図
公図写
建物配置図
間取図

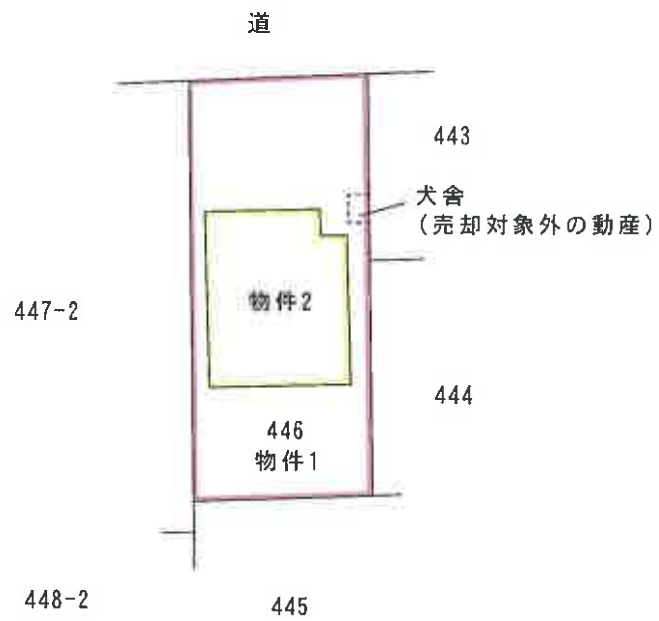
以 上



建物配置図

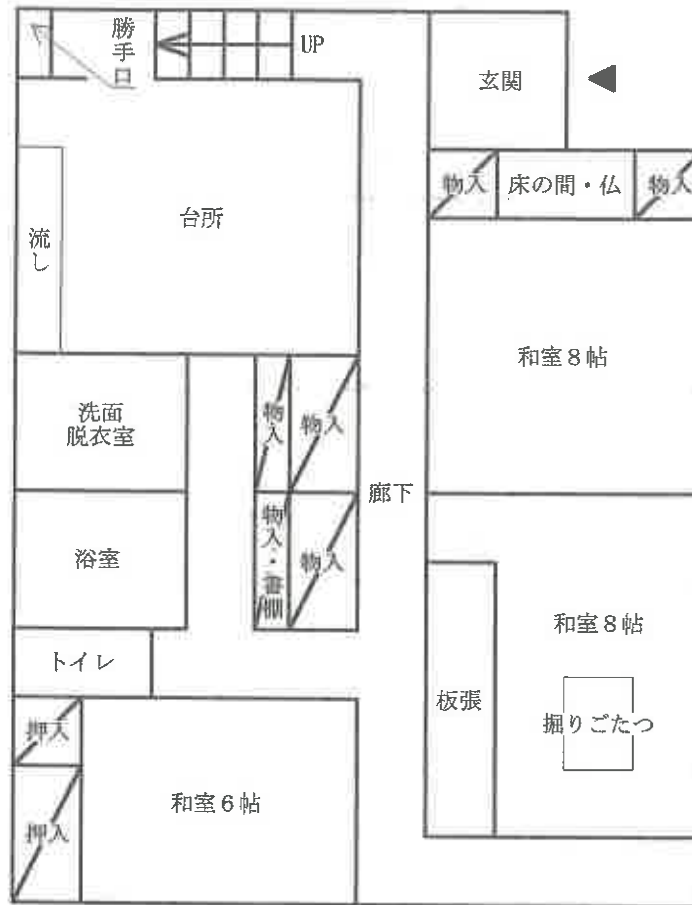


s = 1/500

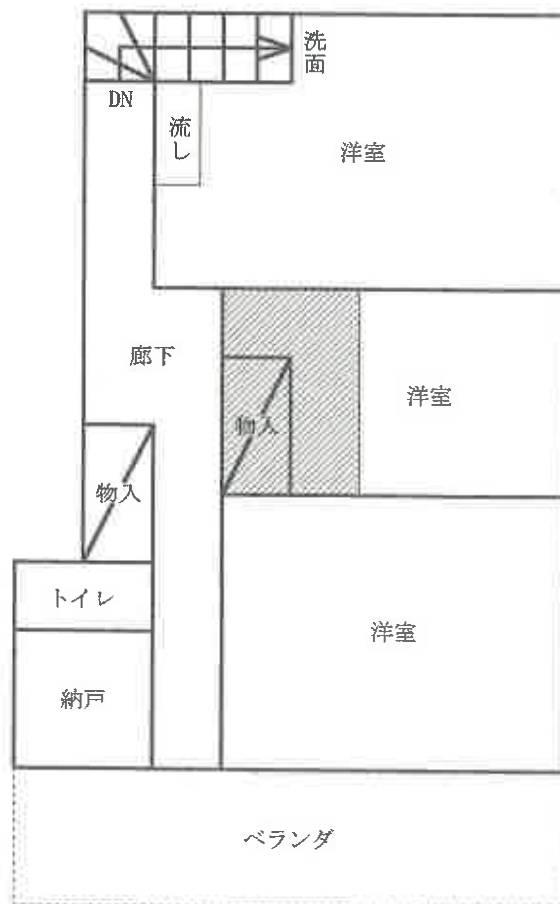


間取図

物件 2



1階



上部ロフト